

# 袋井市中小企業等デジタル化推進事業費補助金交付要綱

令和6年3月29日告示第53号

## (趣旨)

第1条 市長は、中小企業者のデジタル化を推進し、生産性の向上を図るため、デジタル技術を導入する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び財団法人、特定非営利活動法人等をいう。
- (2) 事業所等 中小企業者等が営む事業所、事務所、店舗及び施設をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所等を有する中小企業者等であつて、市が実施する中小企業者のデジタル化に係る専門家の派遣を受けた者とし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者（補助金の交付申請時に市内に住所を有さない者又は市内に所在していない者にあつては、住所地又は所在地における市区町村民税を滞納していない者）
- (2) 次のいずれかに該当しない者
  - ア 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - エ アからウまでに該当する者が、役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるもの、支配人及び清算人をいう。）となっている中小企

業者等

オ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

カ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等

キ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

(3) 前号アからエまでに該当する者が、事実上経営に参画していない者

(4) 政治団体でない者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行う者でないもの

(6) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でない者

(7) 営業に関して必要な許認可等を取得している者

(8) 国、県その他団体から当該補助対象事業に係る経費について、全部又は一部の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない者

（事業期間）

第4条 補助の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付の決定の日からその日が属する年度の3月15日までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象者が生産性の向上を図るため、デジタル技術を導入する行うために必要な事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) ソフトウェア等購入費及び開発費

(2) 使用料及び賃借料

(3) 委託費及び外注費

(4) その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1補助対象者につき20万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業等デジタル化推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書（様式第2号）
- (2) 市税納付・納入確認同意書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、中小企業等デジタル化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合
  - イ 対象経費の配分の変更（対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は、補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に基づき、補助事業の完了年度又はその翌年度から起算して10年以内に、実用新案権又は意匠権等を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、売上げ等補助事業に基づく事業の成果の状況について、補助事業の完了後、市長の要請に応じて報告しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並

びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業者は、規則第16条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第17条第3項の規定により、加算金又は延滞金を市に納付すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業計画の変更等)

第10条 補助事業者は、前条第1号の規定により事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、変更等承認申請書(様式第6号)に変更事業計画書・変更収支予算書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、変更等承認通知書(様式第7号)を補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後10日以内に、実績報告書(様式第8号)にその他必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、補助金の額を確定し、中小企業等デジタル化推進事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定による補助金の交付確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書(様式第10号)に、収支決算書(様式第2号)を添えて市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しく

は関係者に質問を求めることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。